

婦恋村指定重要文化財（建造物）

鎌原の郷倉 保存活用計画

令和3年3月



西より（令和元年撮影）



北東より（令和元年撮影）



南西より（令和元年撮影）



置屋根 小屋組（令和元年撮影）



内部（令和 2 年撮影）



入口 引戸（令和 2 年撮影）



外壁隅部 井籠組と土壁（令和 2 年撮影）



昭和 54 年頃の鎌原の郷倉



昭和 54 年頃の鎌原の郷倉

序 文

「鎌原の郷倉」は、孺恋村鎌原地区の集落地内の中央東寄りに位置する鎌原神社境内の一角にある小さな倉庫です。天明 3 (1783) 年の鎌原村埋没以降に建築され、鎌原村の穀物などを蓄えるために利用されてきました。平成 19 年に孺恋村指定重要文化財に指定され、壊滅的な被害を受けた鎌原村の復興の象徴として、今もなお村民に利用され、親しまれています。

令和元年 10 月、孺恋村は「令和元年東日本台風（台風 19 号）」による大災害に見舞われました。鎌原の郷倉も茅葺き屋根に深刻な被害が出るなど、大きな影響を受けました。そのような状況の中、令和 2 年度より鎌原区による鎌原の郷倉保存整備事業が実施されると同時に、鎌原の郷倉という地域の宝を「守り・育て・伝える」ため、孺恋村では鎌原の郷倉保存活用計画を策定いたしました。本計画が、鎌原の郷倉を地域の宝として次の世代へ継承していくための使命と責任を育む一助となれば幸いです。

結びに、本計画の策定にあたり、御審議いただいた鎌原区の皆様をはじめ、御指導をいただいた検討委員の先生方並びに関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

令和 3 年 3 月

孺恋村教育委員会

教育長 地田 功一

例 言

- 1 本書は、「孀恋村指定重要文化財（建造物）鎌原の郷倉」における今後の保存活用計画についてまとめたものである。以下「本計画」とする。
- 2 本計画においては、「孀恋村指定重要文化財（建造物）鎌原の郷倉」を「鎌原の郷倉」とする。
- 3 本計画の編集は、孀恋村教育委員会事務局が行った。
- 4 本計画の策定にあたっては、「鎌原の郷倉保存整備検討委員会」を設置し検討を行った。委員会の事務局は孀恋村教育委員会事務局が担当し、本計画の策定補助業務を長井淳一建築アトリエに委託した。

「鎌原の郷倉保存整備検討委員会」名簿

学識経験者 青柳 由佳 東京家政学院大学 現代生活学部現代家政学科 助教(建築構法)

学識経験者 関口 荘右 群馬県立文書館 補佐兼古文書係長

鎌原区 小嶋 恒夫 区長

山崎 定 副区長

横川 崇幸 区長代理

山崎 和一 鎌原神社総代長

鎌原 郷司 孀恋村文化財調査委員会 会長

事務局 熊川 栄 孀恋村長

地田 功一 孀恋村教育長

熊川 武彦 孀恋村教育委員会事務局 局長

関 俊明 孀恋村教育委員会事務局 孀恋郷土資料館 館長

土屋栄太郎 孀恋村教育委員会事務局 孀恋郷土資料館 局長補佐

樋 美沙樹 孀恋村教育委員会事務局 孀恋郷土資料館 主事

策定補助 長井淳一・松野浩一・小池志津子

※肩書きは令和2年4月1日時点、()内は専門分野

凡 例

- 1 本書での用語の定義は次の通りである。
「郷 蔵」 江戸期に幕府が備荒貯穀のため奨励した貯蔵施設をいう。
「郷 倉」 固有名詞「鎌原の郷倉」を指す。
- 2 年代表記は和年号を基本とし、括弧内に西暦年号を記した。
- 3 本書中に掲載した図版は、特記の無い限り本書作成において作成したものである。

目 次

口絵

序文

例言・凡例

第1章 計画の概要	1
1 計画の作成	1
(1) 計画作成年月日	1
(2) 計画作成者	1
(3) 計画策定の経緯・目的	1
(4) 計画の位置付け	1
2 文化財の名称等	1
(1) 文化財の名称	1
(2) 建造物の構造・規模	2
(3) 所有者等の氏名及び住所	2
3 文化財の概要	2
(1) 文化財の構成	2
(2) 文化財の概要	2
(3) 文化財の形式・技法	4
(4) 文化財の価値	7
4 文化財保護の経緯	8
(1) 修理・保存事業履歴	8
(2) 活用履歴	8
5 保護の現状と課題	8
(1) 保存の現状と課題	8
(2) 活用の現状と課題	8
6 計画の概要	9
(1) 計画区域	9
(2) 基本方針	9
(3) 計画の概要	9
第2章 保存管理計画	11
1 保存管理の現状	11
(1) 保存状況	11
(2) 管理状況	11
2 保護の方針	15
(1) 部分の指定と保護の方針	15
(2) 部位の指定と保護の方針	15
3 管理計画	20
(1) 管理の体制	20
(2) 管理方法	20

4	修理計画	20
(1)	当面必要な維持修理等の措置	20
(2)	今後の保存修理計画	20
第3章	環境保全計画	21
1	環境保全の現状と課題	21
2	環境保全の基本方針	21
3	区域の区分と保全方針	21
(1)	区域の設定	21
(2)	各区域の保全方針	21
4	建造物の区分と保護の方針	21
(1)	建造物の区分	21
(2)	建造物保護の方針	23
5	防災上の課題と対策	23
(1)	防災上の課題	23
(2)	当面の改善措置と今後の対処方針	23
(3)	環境保全設備整備計画	23
(4)	周辺樹木の管理	23
第4章	防災計画	23
1	防火・防犯対策	23
(1)	火災時の安全性に係る課題	23
(2)	防火管理計画	24
(3)	防犯計画	24
(4)	防火・防犯設備計画	24
2	耐震対策	25
(1)	耐震診断	25
(2)	地震時の対処方針	25
3	耐風対策	25
(1)	被害の想定	25
(2)	今後の対処方針	26
4	その他の災害対策	26
第5章	活用計画	26
1	基本方針	26
2	公開計画	26
(1)	建築物の公開	26
(2)	関連資料等の公開	26
3	活用基本計画	26
(1)	活用の現状と課題	26
(2)	活用案	27

(3) 活用条件の整理	28
(4) 建築計画	28
(5) 外構及び周辺整備計画	28
(6) 管理・運営計画	28
第6章 保護に係る諸手続	28
(1) 毀損届	28
(2) 復旧届	28
(3) 現状変更の許可	28
(4) 現状変更の許可を必要としない行為	29
(5) 現状変更に該当しない日常的な維持管理	29
(6) 保存活用計画の認定及び改定に係る手続き	29
資料編	31
1 鎌原区有文書調査報告書	33
2 群馬県嬭恋村鎌原集落における郷蔵の板倉構法	35
3 鎌原地区、県内及び近県における郷蔵・板倉の類例	39
4 「鎌原の郷倉耐震基礎診断」概要報告書	41
付 編	49
1 平面図（現状図）	51
2 立面図（現状図）	52
3 断面図（現状図）	53
4 伏 図（現状図）	54

第1章 計画の概要

1 計画の作成

(1) 計画作成年月日

令和3年3月26日

(2) 計画作成者

孺恋村

(3) 計画策定の経緯・目的

ア 計画の経緯

鎌原の郷倉は創建以来、屋根葺替えや外壁修理等を行いつつ今日まで保存・継承されてきた。現在、鎌原区が所有し、維持・管理を行っている。しばらく修繕等は行われず、経年や自然災害等の影響で、内外に傷みが見られていた。そこで、令和元年5月に鎌原区より孺恋村に修繕の要望が出され、以下の経緯で計画を策定するに至った。

令和元年5月10日 鎌原区長から孺恋村へ鎌原の郷倉修繕の要望提出

令和2年1月14日 孺恋村教育委員会による鎌原の郷倉保存活用計画策定計画及び修繕計画に関する鎌原区役員説明会の実施

令和2年9月28日 第1回鎌原の郷倉保存整備検討委員会

令和2年12月15日 第2回鎌原の郷倉保存整備検討委員会

令和3年2月12日 第3回鎌原の郷倉保存整備検討委員会

令和3年3月26日 鎌原の郷倉保存活用計画策定

イ 計画の目的

鎌原の郷倉は、村内に唯一現存する郷蔵遺構であり、天明3年の災厄復興の象徴的存在であるとともに、鎌原神社と一体となり地域の歴史的風致を形作っている。

鎌原の郷倉の価値を明らかにし、適切に保存・活用し、次世代に引き継ぐための方針・方法を定めることを目的とする。

(4) 計画の位置付け

本計画は、孺恋村文化財保護条例のほか、以下の上位・関連計画に準拠する。

- ① 第6次孺恋村総合計画（令和2年度～令和11年度）
- ② 第6次孺恋村総合計画前期基本計画（令和2年度～令和6年度）
- ③ 孺恋村第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度～令和6年度）
- ④ 孺恋村景観計画（平成26年12月）
- ⑤ 孺恋村歴史文化基本構想（令和元年12月）

2 文化財の名称等

(1) 文化財の名称

ア 名称及び員数

鎌原の郷倉 1棟

イ 指定年月日

平成19年10月26日 孺恋村指定重要文化財（建造物）

ウ 所在地

群馬県吾妻郡孺恋村大字鎌原字宅地東398番地1号内

(2) 建造物の構造・規模

ア 構造

木造平屋建、切妻造置屋根

イ 規模

桁行 3.64m 梁間 2.73m 建築面積 9.93 m²

(3) 所有者等の氏名及び住所

ア 所有者

[氏 名] 鎌原区

[住 所] 群馬県吾妻郡嬭恋村大字鎌原字宅地東 398 番地 1 号

イ 管理者

[氏 名] 鎌原区

[住 所] 群馬県吾妻郡嬭恋村大字鎌原字宅地東 398 番地 1 号

3 文化財の概要

(1) 文化財の構成

ア 文化財を構成する物件

嬭恋村指定重要文化財（建造物）鎌原の郷倉

(2) 文化財の概要

ア 立地環境

嬭恋村は群馬県の北西部に位置する。東を長野原町と草津町に接し、ほか三方を浅間山はじめとする 2000m 級の山々を境として長野県に接し、県境の山を水源とする吾妻川が村域の中央を東流する。吾妻川流域の集落を除くと大部分は 1000m 以上の高原地区であり、夏期は冷涼で冬期は寒さ厳しい気候である。農業と観光を基幹産業とし、夏の気候を利用した高原野菜の高冷地栽培が盛んであるとともに、豊かな自然環境を生かした観光地として、別荘地やレジャー施設が整備されている。

鎌原区集落は、浅間山の北麓に位置する、標高約 900m の平坦な地である。南北に伸びる目抜き通り（旧信州街道・旧鎌原通り）沿いに、短冊状に町割りされた長さ 400m 程の旧集落を中心として、周囲に発展した形態となっている。集落の南は大規模な別荘地が開発され、北は水田が広がり稲作が行われている。集落内には、旧街道西側に天明 3 年の浅間押しを免れた鎌原観音堂があり、東に推定樹齢 250 年を超える御神木を擁した鎌原神社が鎮座している。

鎌原の郷倉は鎌原神社境内入口の鳥居脇に建てられている。

位置図と境内・周辺図を図-1、図-2 に示す。

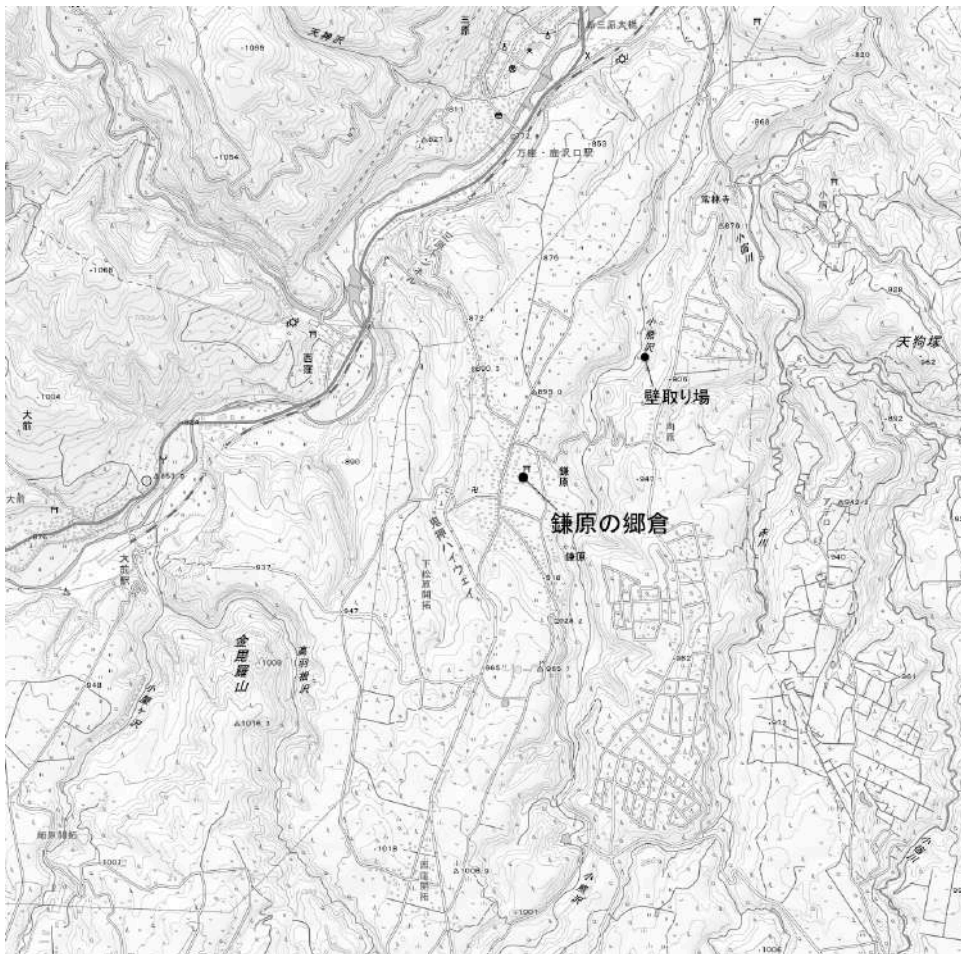


図-1 位置図（国土地理院地図に位置情報を加筆）

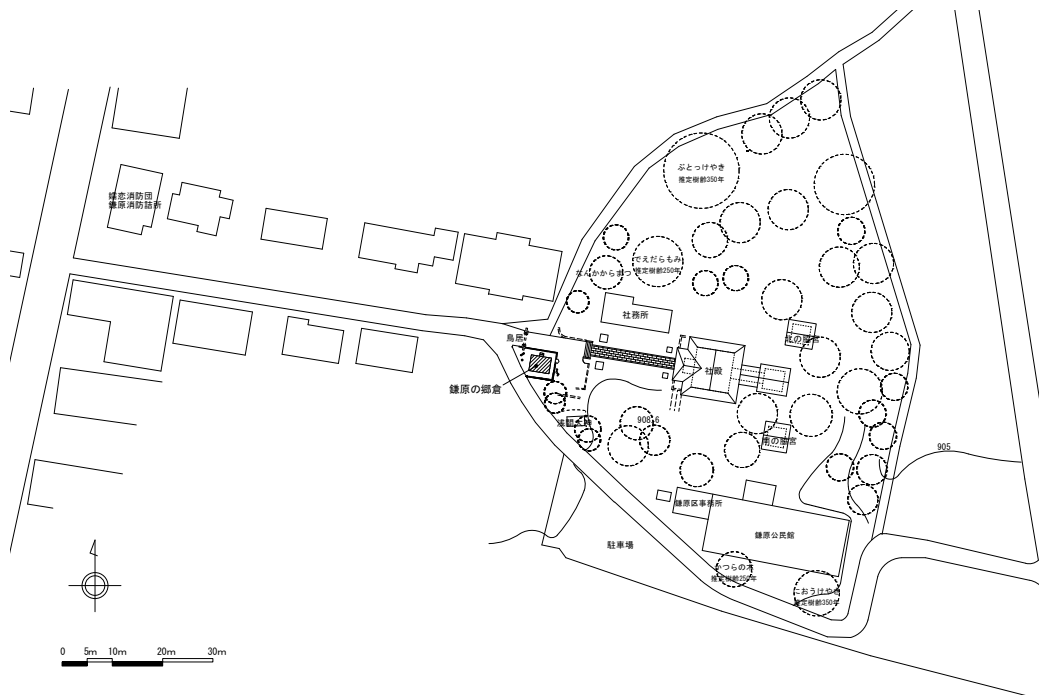


図-2 境内・周辺図

イ 創立沿革

江戸期には天災地変が相ついで孺恋村を襲っている。享保、天明、天保の災害は特に悲惨なものであり、浅間山の大爆発のあった天明の大飢饉は数年間続いた。幕府は天明6（1786）年に貯穀令を出し天災飢饉などに備えさせた。こうした背景から郷蔵が建てられていく。郷蔵は旧村々にあったとおもわれるが、孺恋村内に現存するのは鎌原の郷倉だけである。

平成19年10月26日に孺恋村指定重要文化財（建造物）に指定された。

ウ 施設の性格

江戸期は備荒貯穀の郷蔵として、現在は鎌原区の倉庫に使用されている。

エ 主な改造時期とその内容

改造はみられず当初の姿を残している。屋根、小屋組及び土塗壁は更新されているが意匠と形式は踏襲されている。

オ 建造年について

令和2年度に実施された鎌原区有文書調査(資料-1)では、鎌原に郷蔵が文政12(1829)年～天保3(1832)年までにあったことが明らかになった。一方、文書には郷蔵の規模等に関する記載はなく、この記述の対象が現存する鎌原の郷倉であるかは特定できない。なお、鎌原区有文書調査により得られた文書記載情報は、次の通りである。

- ①「一、郷蔵並びに牢屋屋敷御座無く候」(『鎌原村明細帳』文政12(1829)年4月)
- ②「一、貯穀拾五石(中略)郷蔵に詰め置き申し候」(『貯穀書上帳』天保3(1832)年8月)
『貯穀書上帳』には、幕府・岩鼻役所(陣屋)からの「御下廻三升式合」も記録されている。「御下廻」とは、岩鼻役所から贈られた「御下げ廻」と考えられる。さらに、『郷蔵左官作料割合帳』(嘉永4(1851)年11月)には、壁や茅による屋根の修理が行われ壁の普請の左官手間料についての負担割合が記されている。また、隣村の西窪村からも郷蔵に貯穀が行われ、同村の4軒が左官作料を負担したことが記されている。なお、『稗蔵大工人足覚帳』(文政2(1819)年4月)の稗蔵は、鎌原村一村の蔵であり、複数の村が積み囲い置く郷蔵ではなかったと考えられる。

鎌原の郷倉の建造年を直接示す棟札・史料は、現在のところ確認できていない。鎌原の郷倉の建造年が今後の調査でより明らかになることを待ちたい。

(3) 文化財の形式・技法

ア 調査

令和2年6月～9月に以下の調査が実施された。

- ① 現状調査
[調査日] 令和2年6月～9月 [調査内容] 実測調査
- ② 部分解体調査-1
[調査日] 令和2年8月25日 [調査内容] 土壁解体による工法調査
- ③ 部分解体調査-2
[調査日] 令和2年9月26日
[調査内容] 床板解体による床組、土台及び基礎調査。棚解体による壁及び天井調査
- ④ レベル・傾斜調査
[調査日] 令和2年10月8日
[調査内容] 建物及び周囲のレベル測定、建物の傾斜測定

⑤ 地盤調査

〔調査日〕 令和2年9月12日 〔調査内容〕 スウェーデン式サウンディング調査

イ 形式・技法

鎌原の郷倉の形式・技法を以下に記す。

既往報告書として『群馬県嬭恋村鎌原集落における郷蔵の板倉構法』が発表されている（資料-2）。

〔構 法〕

土塗り井籠組板倉、置屋根切妻造茅葺

〔規 模〕

木造平屋建、桁行 3.64m（12 尺）、梁間 2.73m（9 尺）、建築面積 9.93 m²（3 坪）

〔平面・仕上〕

広さ 6 畳の一室空間。正面（北面）中央に一本引棧唐戸の入口を付け、西面に明り取り小窓を付ける。外壁は荒壁土中塗り仕上げ、内壁は松材の井籠組板壁表し鉋仕上げとしている。床は栗材手斧仕上げの板敷き、天井は松材の野地板表し鉋仕上げである。

〔基 礎〕

切石基礎を四周に敷く。切石は約 330～360 mm幅×200～230 mm高×380～880 mm長、上面及び外部立上面を成形で仕上げ、他二面は割肌である。基礎下に栗石等はみられず、火山堆積物の上に据えられている。

〔軸・床組・天井組〕

土台に井籠組板壁がのる。柱はない。土台は約 180 mm幅×120 mm成の栗材、これに床梁（180 mm幅×150 mm成）を桁行中央に架け、栗材床板（80 mm厚×180～230 mm幅×1820 mm長）を敷く。壁は 90 mm厚×105～270 mm成の松材を接合面に太柄入れで組み上げ、桁行中央に梁を壁に落とし、桁育方向に下屋根の棟木を妻壁に落とし込む。この 2 材に構造的主従はみられない。さらに、桁行 4 分割の位置に棟木から桁行壁に登梁を架け、これに野地板（天井を兼ねる）25～30 mm厚が張られる。

〔置屋根〕

束立て合掌組とする。置土上に土居桁を敷き（下の構造と固定していない）、棟木に束を立て置屋根の棟木を受ける。扱首材（105mm角・間隔1820mm）、母屋（皮付末口90mmφ・間隔855mm/600mm）、垂木（皮付小枝・間隔303mm）で組まれ、軒裏をヨシズ仕上げとし、下葺に葦を約50mm、本葺に茅を約300mmの厚さで葺いている。棟木及び土居桁は手斧仕上であり当初材と思われるが、束、扱首材及び屋根下地材は、中古材の使用や風食の程度から、茅葺替え時に更新されたと思われる。

〔土 壁〕

板壁に栗材の楔（約23mm幅×85mm長×7mm厚）を大凡100mm間隔で打込み、これに荒縄トンボを結わえ、荒壁土を複数行程（下塗、付送り、仕上）で仕上っている。壁の厚さは約100mmである。置屋根下は野地板上に約60mm厚で荒壁土を押え込んでいる。

〔建 具〕

入口に一本引き棧唐戸を設置する。1030mm幅×1750mm高×65mm厚。上部に鴨居を渡し吊り戸車形式に改修されている。

西面には460mm幅×230mm高の開口が空けられ、有孔合板が取り付けられている。従前の建具は残置されておらず形式は不明である。



写-1 正面（北面）



写-2 妻面（西面）



写-3 内部（東面）



写-4 天井



写-5 置屋根小屋組（西より）



写-6 南東隅部



写-7 土壁



写-8 正面の銘版

ひえ貯んで
ききん助けた
文化財 郷倉

(4) 文化財の価値

ア 鎌原村指定重要文化財 所見

鎌原の郷倉は、令和 2 年度に実施された鎌原区有文書調査（資料-1）より、最新の調査結果が明らかになった。これにより、情報の一部が平成 19 年の鎌原村文化財指定当時と比較し更新されることとなったが、文化財指定当時の所見として、以下に文化財説明板の説明文を転記する。

＜鎌原村教育委員会により平成 20 年 12 月に設置された文化財説明板から転記＞

永年貯蔵に堪えられる稗等が強制的に積み込まれた備荒貯蓄が目的であり、完全な形で保存されている村内唯一の郷倉である。江戸幕府は天和 3 年（1683）と享保 10（1725）年に貯穀令を出しており、また天明の飢饉の後には代官所を通じて村々に備荒貯穀を命じている。

天明 8（1788）年の鎌原村埋没以降に建てられたと記録の残る鎌原の郷倉は、浅間山噴火による集落の被災とともに村人が備荒貯穀した事例である。規模は間口 2 間余（3.9 m）、奥行き 1 間半（3m）と郷倉のなかでは比較的小さく、集落の再建に際し最低限の穀物を備蓄する規模であったと推測される。外観は防火性、断熱性を持つとされる土蔵となっているが、構造体には手斧（チョウナ）で製材されたマツ材が用いられ、それらが壁隅部で互いに切り欠かれ井の字型に組まれ積み上げられる井籠倉である。

鎌原の郷倉は中部地方の山岳地帯における土塗り板倉の特徴を示すものであり、現在では稀な茅葺きの置き屋根を残す等、この地域の近世の蔵の特徴を知るうえで貴重な建造物といえる。

イ 鎌原の郷倉の価値

① 歴史的価値

江戸時代の領主にとって農民はその体制と権力を維持する基盤であり、年貢の徴収と同時に飢饉や災害に備えた備荒貯穀の施策の一つとして郷蔵制度があった。天明 3 年の浅間山噴火被災から復興を遂げた鎌原村に遺る郷倉は、村内に唯一現存するもので、県内にも数例をみるだけの貴重な遺構である（資料-3）。観音堂とともに歴史的災厄からの復興の象徴的存在となっている。

② 建築的価値

中部・関東北部の山岳部に分布する土塗り井籠組板倉に分類される。切妻造の茅葺き屋根を乗せる形式はめずらしく、県内・近郊に現存する例を見ない（資料-3）。また、壁土を調達する「壁取り場」註が存在し（写-9）、茅刈りも含めてオテンマと呼ぶ協働作業で壁塗り・茅葺きが行われ保存されている。

③ 地域的価値

創建以来、大切に保存・使用され続けている区民の共有遺産である。壁土、茅材及び材木に地産の材料が使用され、鎌原神社と一体となった景観（写-10）は、地域の歴史的風致を形成している。

註：鎌原地区集落の東端辺りから細い農道を小熊川に向い下りると、対岸（右岸）の段丘部に古くより壁土を採取する「壁取り場」が存在する。昭和期中頃から土壁を塗る民家が少なくなり、粘り気のある土が稲床によいと水田の土質改良に使用されてきた。令和 2 年 6 月に地区住民の案内で「壁取り場」の土を採取し、鎌原の郷倉と同質の土であることが確認された。



写-9 壁取り場（令和2年6月）



写-10 境内と鎌原の郷倉

4 文化財保護の経緯

（1）修理・保存事業履歴

鎌原の郷倉の修理・保存事業履歴を以下に示す。

- ・令和元年度鎌原の郷倉覆い屋設置工事(嬭恋村単費)
目的：屋根を保護する一時的な覆い屋の設置
- ・令和2年度鎌原の郷倉保存整備事業(鎌原区負担15%、嬭恋村補助85%)
目的：部分解体調査（基礎内外の掘削、床解体、一部外壁の切削）

保存整備実施設計業務

平成30年度以前の保存整備事業履歴の記録はないが、必要に応じて修繕等が実施されていたものと思われる。

（2）活用履歴

鎌原の郷倉の活用履歴を以下に示す。

- ・平成20年12月嬭恋村指定文化財鎌原の郷倉標柱・説明板設置（嬭恋村単費）
内容：郷倉西側に標柱1基、説明板1基の設置
- ・平成21年9月嬭恋村指定文化財鎌原の郷倉導入板設置（嬭恋村単費）
内容：鎌原神社参道入口に導入板1基の設置

外部は公開され常時見学が可能である。内部は神社祭事用備品の保管庫として使用され非公開となっている。

5 保護の現状と課題

（1）保存の現状と課題

今年度を実施した「鎌原の郷倉耐震基礎診断」において、必要耐震性を十分に満足していないことが確認されたため、耐震性能の向上を必要としている。併せて屋根、軸部、小屋組、内外仕上げ、建具等の主に経年による劣化・破損への対処が必要である。

（2）活用の現状と課題

神社祭事用備品の保管として活用されている。今後の継続的な利活用にあたっては、必要に応じて上記現状へ対応の余地がある。

6 計画の概要

(1) 計画区域

計画区域は吾妻郡嬭恋村大字鎌原字宅地東 398 番地 1 号内、図-3 の範囲を対象とする(図-3)。

(2) 基本方針

本計画策定にあたっては、以下を基本方針とする。

- ① 文化財的価値の維持をしつつ保存と活用を図る。
- ② 歴史的背景や価値を周知できる活用を計画する。
- ③ 区民、村民及び来館者が安全且つ活用しやすい施設環境を整える。

(3) 計画の概要

基本方針に基づいて、文化財に係る基本的な情報をまとめ、文化財的価値を明らかにし、建造物の保存管理、環境保全、防災、活用における計画を定める。また、文化財保護法で必要な手続きを明確にする。本計画書における概要を以下に示す。

第1章 鎌原の郷倉の基本情報をまとめ、文化財的価値を明らかにする。

第2章 文化財の価値を構成する要素を明らかにして、取扱い方針を定める。また、建造物の管理方法や修理の計画等を示すとともに、今後の課題を明らかにする。

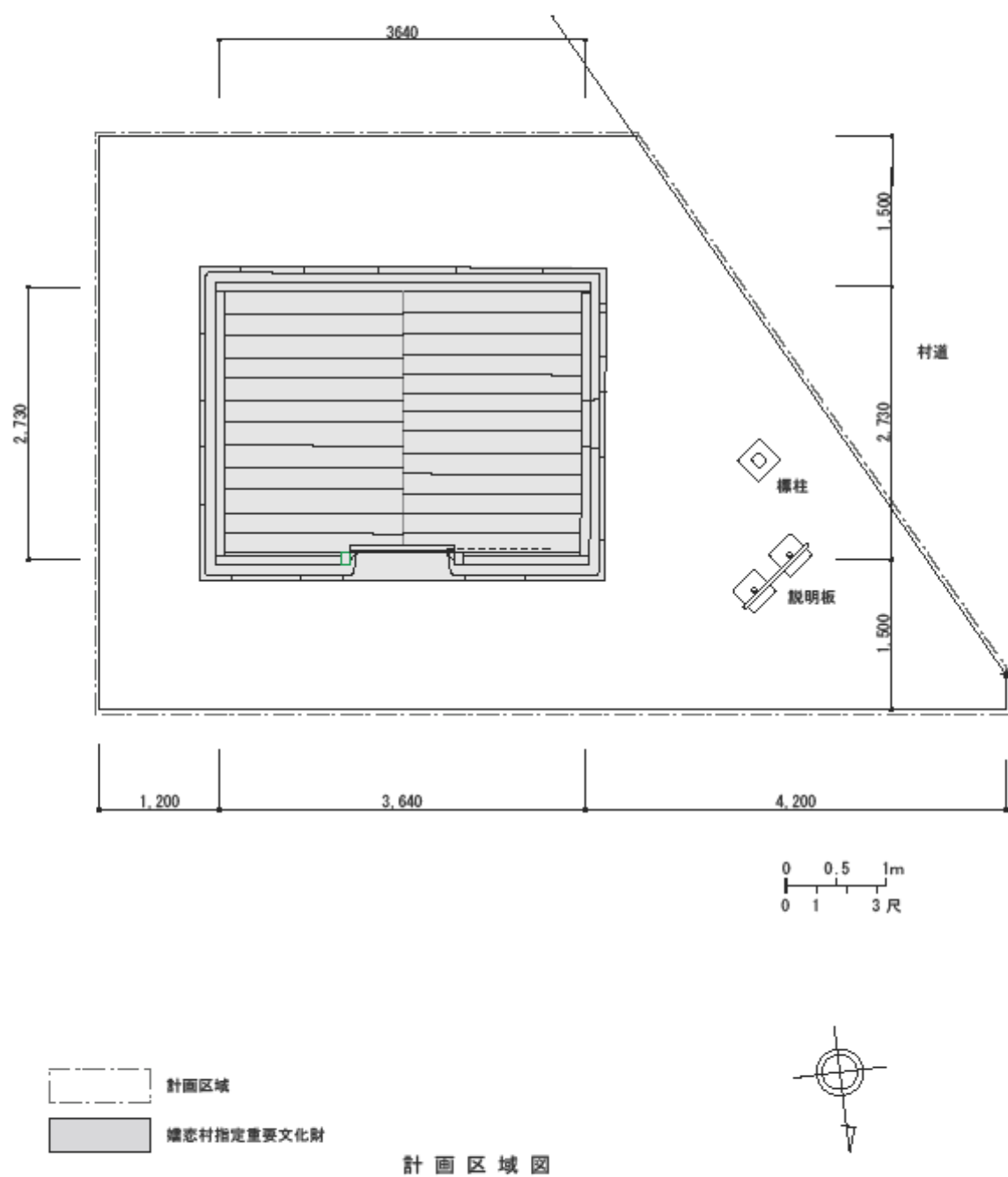
第3章 環境保全の観点から計画区域全体としての取扱い方針を定める。

第4章 計画区域内にある建造物等を災害から守り、安全な活用を図るため、防火、防犯、耐震に関する体制を確認し、必要な事項を定める。

第5章 文化財的価値を利用者へわかりやすく伝えるための手段や取組みに関して、今後の方向性を示す。

第6章 保存・活用に関し、文化財保護法上必要とされる主な手続きを示す。

図-3



第2章 保存管理計画

1 保存管理の現状

(1) 保存状況

ア 破損状況

各部の破損状況を以下及び図-4 に、昭和 54 年頃、令和元年の外観を写-11、12 に示す。

[基礎レベル]・基礎天端においてレベル測定を行った。測定結果を図-4 に示す。建物は全体的に南東に向い高くなっている。北西隅を基準として南東隅が 129 mm 高い。

[建物傾斜]・内部板壁において傾斜測定を行った。測定結果を図-4 に示す。全体的に北西方向に傾斜しており、その傾斜度は、垂直距離 1 m に対して西に 26 mm～31 mm、北に 3 mm～17 mm である。

[基礎]・建物外周部の切石基礎に破損等はみられない。ただし傾斜（上記〔レベル〕による）が見られるため改善が必要である。

[軸部]・土台及び板壁下段部が地盤面に接しているため腐食がみられる。
・板組躯体に傾斜が見られる（上記〔建物傾斜〕による）。

[床組]・床梁に虫害がみられる。
・床板が部分的に劣化している。

[下屋根]・野地板に劣化・破損がみられる。
・置土が経年劣化し砂状となっている。

[小屋組]・小屋組が北西に傾斜している。
・小屋組部材に腐食がみられる。

[屋根]・茅葺が劣化している。

[外壁]・土壁に亀裂、剥落及び劣化がみられる。

[建具]・入口引戸に経年による摩耗や劣化が見られる。
・西面の建具（窓）が欠落している。

イ 修理状況

修理等の内容を以下に示す。

[基礎・軸部]・基本的に当初の状態である。

[小屋組]・中古材の使用、新旧材の混在がみられ修理が行われている。

[床組]・基本的に当初の状態である。

[屋根]・茅の葺替えが行われている。棟が鉄板仕上に変更されている。

[外壁]・土壁の修理が行われている。

[建具]・入口引戸は吊り形式に改修されている。

[棚]・後補で取付けられ比較的新しいものである。

ウ 復原考察

躯体部に改変はみられず、当初のままと考えられる。土塗部分、茅葺及び下地は更新されているが、当初の形式を基本的に踏襲しているものと思われる。建具は入口引戸が改修され西面窓の建具が欠落している。これらの復原については近隣の類例を参考にすることが望ましい。復原図を図-5、図-6 に示す。

(2) 管理状況

管理者である鎌原区により、日常的管理が行われている。



写-11 昭和 54 年頃の外観

写-12 令和元年の外観

图-4

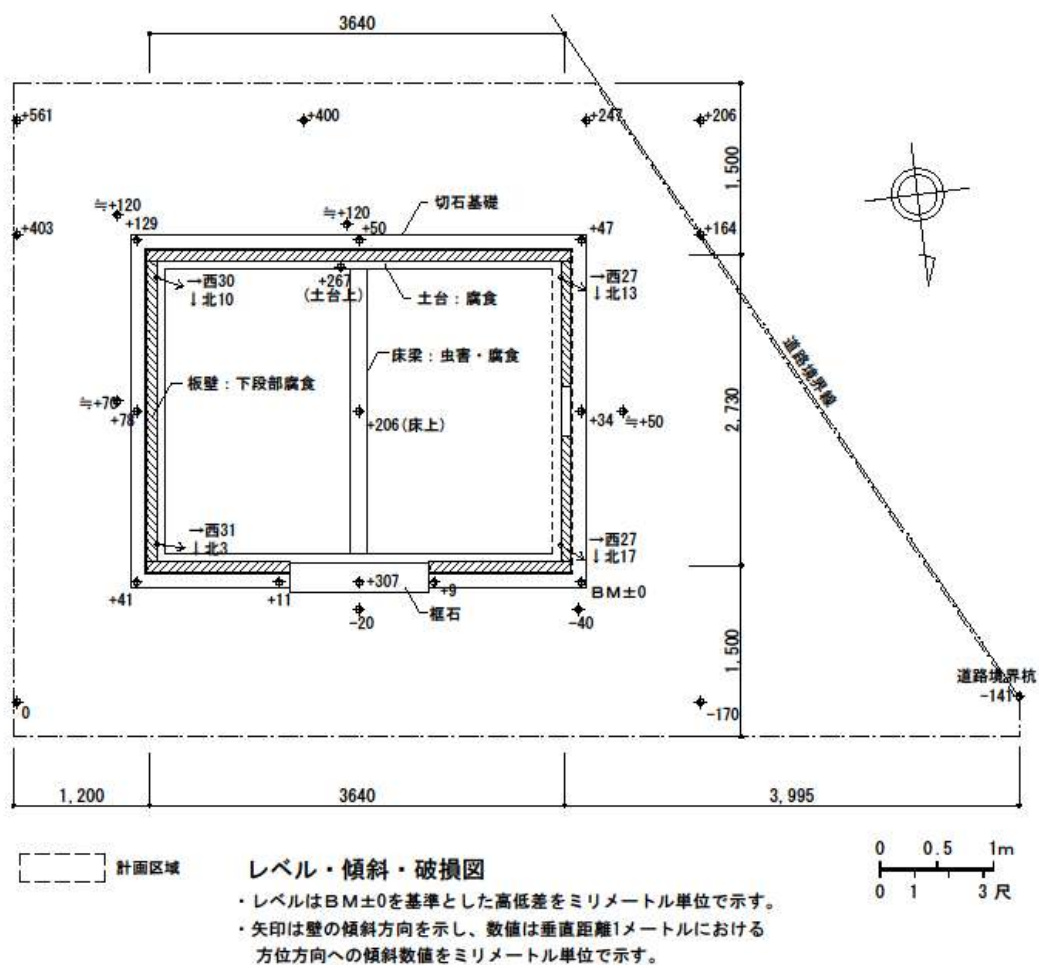
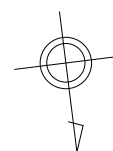
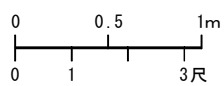
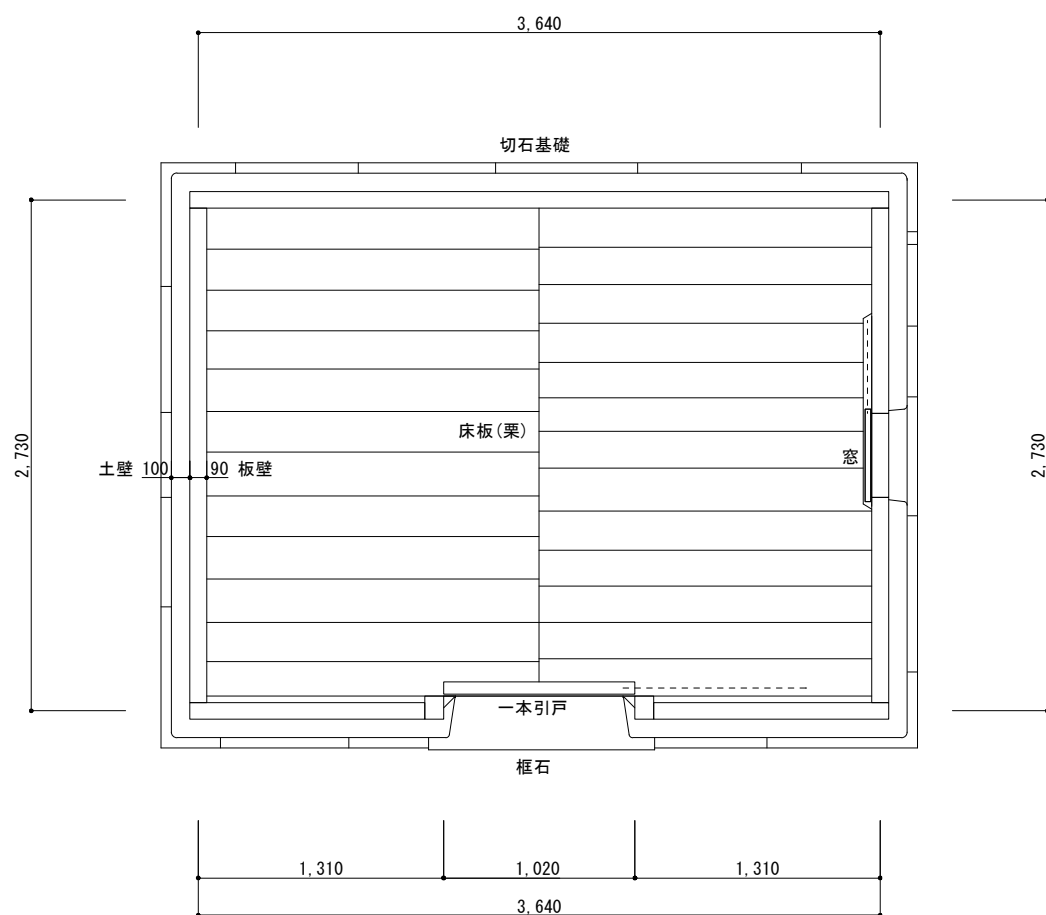
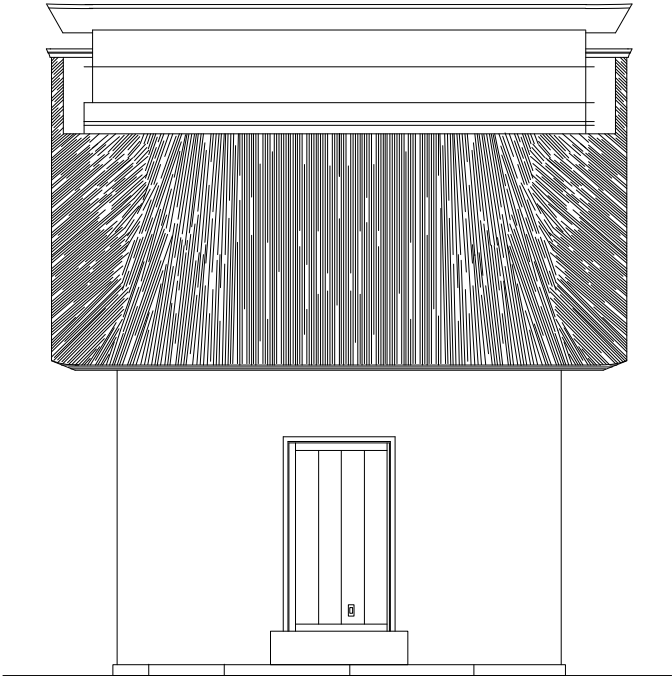


図-5



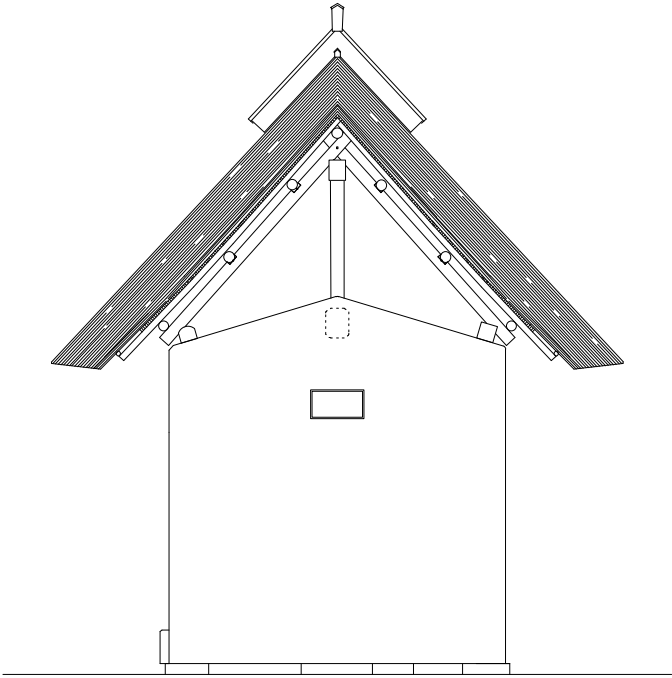
平面図(復原図)

图-6



北立面图（复原图）

0 0.5 1m
0 1 3 尺



西立面图（复原图）

2 保護の方針

建造物の形式、意匠、技術の保存管理の方法として、部分と部位ごとに取扱い方針を設定する。

(1) 部分の指定と保護の方針

屋根、外壁、部屋等を単位とし、それぞれ「保存部分」「保全部分」「その他の部分」の設定を行う。設定の方針を以下に示す。

鎌原の郷倉は、ア保存部分で構成される。

ア 保存部分

文化財としての価値を守るために厳密な保存が要求される部分

当初の構成・空間を残す部分、文化財的価値が高い部分であり、厳密な保存を行う。主要構造部及び造作材等を保存する。主として後述する部位の基準1又は基準2によって構成される。

イ 保全部分

維持及び保全が必要とされる部分

文化財としての構成・空間を維持する部分で、改修されているが当初の姿をよく残している部分や、厳密な保存を必要としない部分であり、維持及び保全を行う。主として後述する部位の基準3または基準4により構成される。

ウ その他の部分

活用及び安全性向上のため、改変が許される部分

文化財的価値が低い部分、或は失われている部分であり、管理・活用や補強のための改修ができる部分とする。主として後述する部位の基準4または基準5により構成される。

(2) 部位の指定と保護の方針

建造物の外観や屋内を構成する屋根材、外壁材、屋内天井面、壁面、床面、建具等を単位とする区分で、設定の方針を以下に示す。

鎌原の郷倉は基準1、基準2及び基準3で構成される。(図-7～9)

基準1

材料自体の保存を行う部位

文化財として特に価値が高い部位で材料自体の厳密な保存を行う。当初の構造材、造作材、建具等が当たる。破損・腐朽が見られる部位及び構造的補強が必要な部位については、状況に応じた適切な補修及び補強を行うことができる。

基準2

材料の形状・材質・仕上・色彩の保存を行う部位

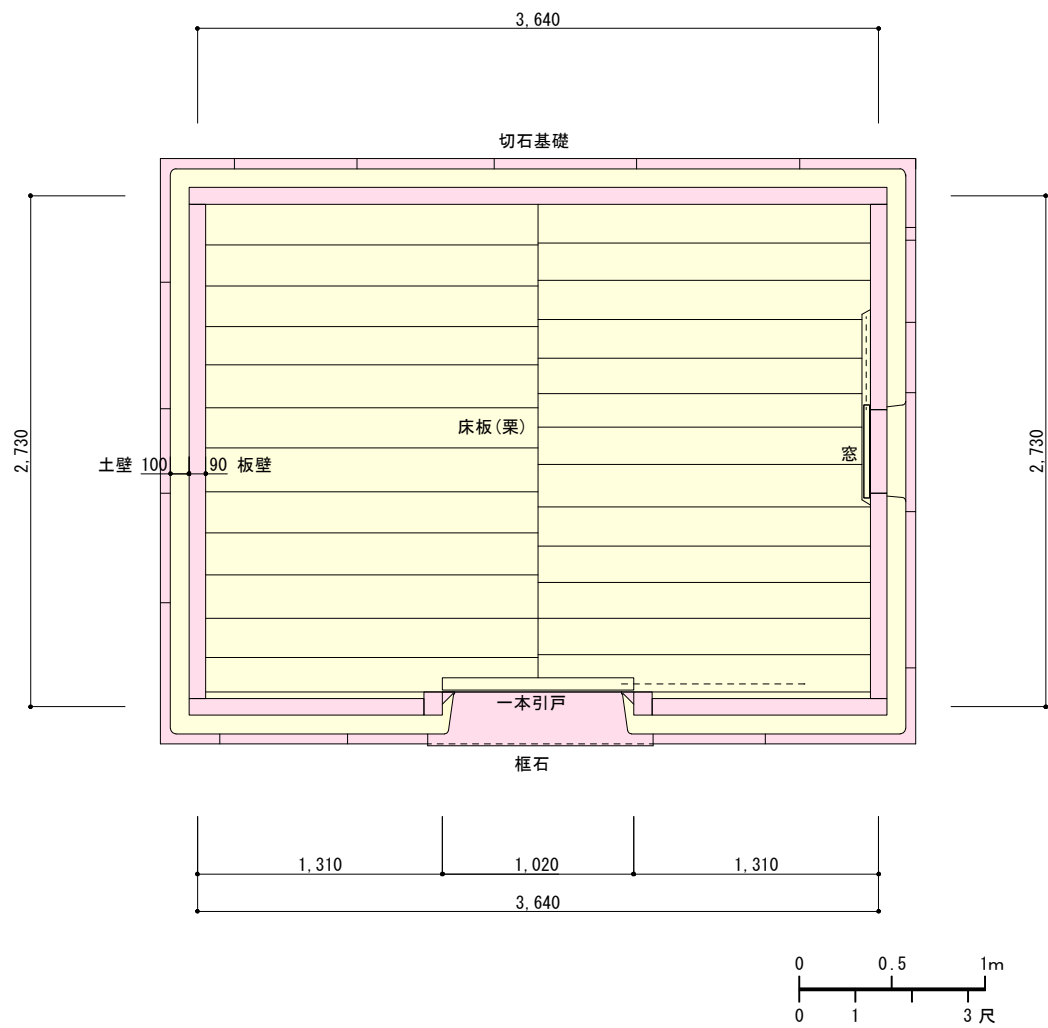
文化財として価値が高いが、材料の性質や設置環境から定期的な更新を必要とするもの。更新にあたっては材料の形状・材質・仕上・色彩を維持する。屋根葺材や外壁材、塗装、外部に面する建具等が当たる。

基準3

主たる形状及び色彩を保存する部位

文化財として価値を持つもので、文化財としての意匠を損なわない配慮を要し、主たる形状や色彩等を維持する。維持のために材質を変更できる。

図-7



- 基準 1
- 基準 2
- 基準 3

保存部分／保存管理設定図（平面図）

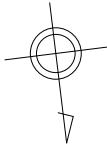
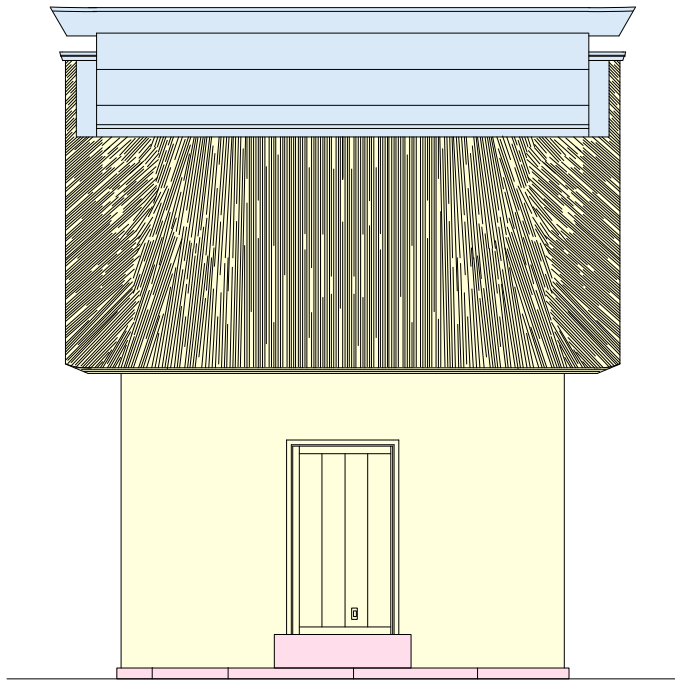
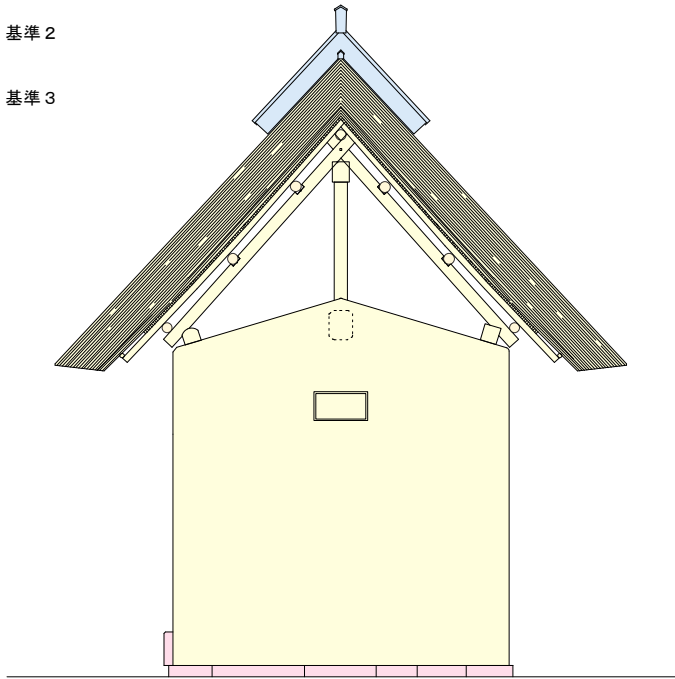
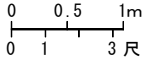


図-8



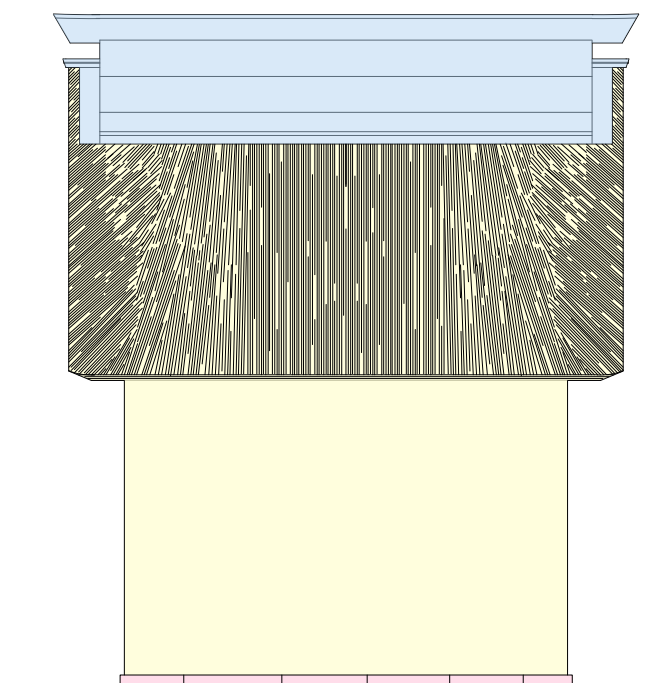
保存部分／保存管理設定図（北立面図）

- 基準1
- 基準2
- 基準3

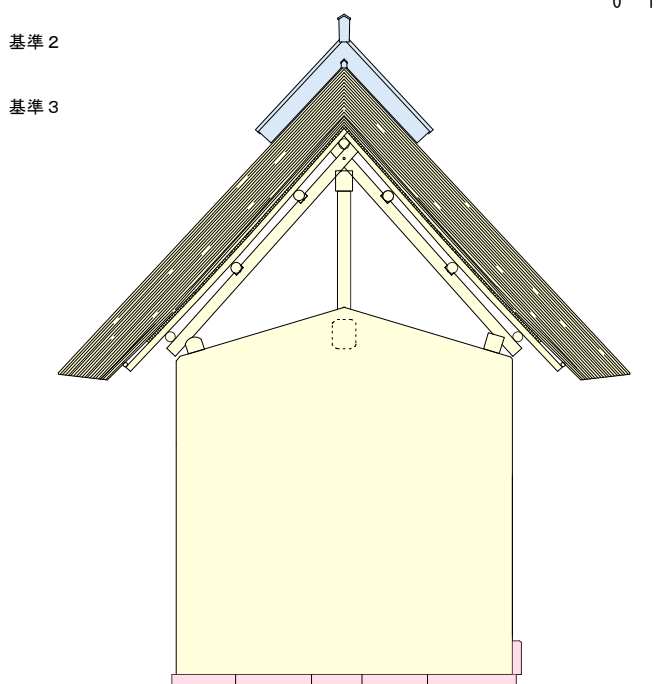
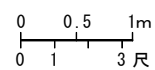


保存部分／保存管理設定図（西立面図）

図-9



保存部分／保存管理設定図（南立面図）



保存部分／保存管理設定図（東立面図）

図-10

基準 1

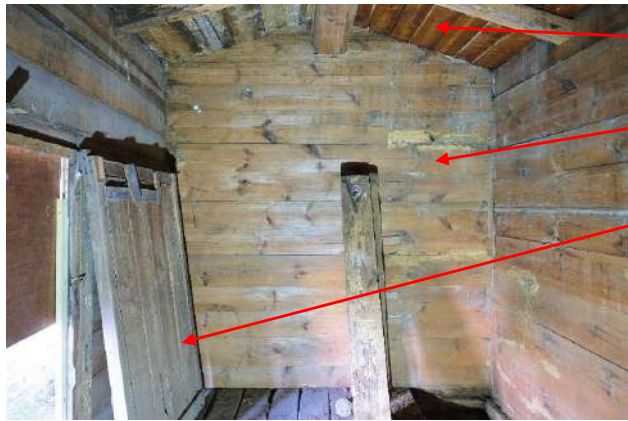
【天井】
棟木
梁
登梁
【壁・軸】
井楼組板

基準 2

【天井】
野地板
【床】
拭板
床梁
【建具】
一本引戸

基準 3

【建具】
窓（現存せず）



東面



西面



天井

凡例
基準 1 : ①
基準 2 : ②
基準 3 : ③

保存部分／保存管理設定図（内部）

3 管理計画

(1) 管理の体制

管理者である鎌原区及び文化財指定者である嬭恋村が、嬭恋村文化財保護条例及び本計画に基づいて施設の維持管理を行う。保存管理に疑義が生じた場合は必要に応じて嬭恋村教育委員会から指導や許可を受け適切な保存管理を勧める。また、専門的な知見を必要とする場合は、有識者等に意見を徴収し維持管理に努める。

(2) 管理方法

ア 保存環境の管理

① 清掃・整頓

鎌原区による定期的な清掃、整頓を行う。必要に応じて専門業者に委託する。

② 日照・通風

定期的に建具の開口部を開け、通風を図り日照を取り入れる。

③ 蟻害・虫害・腐朽防止

必要に応じて薬剤散布を行う。腐朽防止については、部位の通風・乾燥を図り適切な管理を行う。

④ 風水雪害

気象状況に沿った管理体制を整える。

イ 建造物の維持管理

① 点検事項

- ・腐朽・破損：目視点検とする。
- ・ほか：必要に応じた点検方法とする。

② 軽微な修繕

- [屋根] ・茅葺材の部分的な修繕。
- [外部] ・土壁の小規模な補修。木部の小規模な修繕。
- [内部] ・木部の小規模な補修。床板の小規模な補修。
- [建具] ・建付けの調整。

4 修理計画

(1) 当面必要な維持修理等の措置

嬭恋村指定重要文化財を良好な状態に保つため、異常箇所が見られた場合には速やかに対処する。

令和元年度に屋根を保護する一時的な覆い屋の設置を実施した。

(2) 今後の保存修理計画

今後の保存修理計画は次の通りである。

- ① 令和2年度 保存整備事業実施設計
- ② 令和3年度以降 保存整備工事実施予定

鎌原の郷倉を次世代に引き継いでいくために、建築工法の記録と伝達が欠かせない。令和3年度以降に予定される保存整備工事で必要とされる茅材や壁土は、現在も鎌原区内で調達が可能である。昭和期中頃までは、オテンマと呼ぶ協同作業で茅葺きや壁塗りが行われており、時代に合せた工法伝達の方法を図ることが必要である。

第3章 環境保全計画

1 環境保全の現状と課題

計画区域は鎌原神社境内西側の鳥居脇に位置する。西を村道に面し、南東に向け地盤が高くなり高木が林立する。計画区域内には、風雨による土砂の堆積や樹木の地下茎の進入がみられるため対策が必要である。

2 環境保全の基本方針

鎌原神社と一体的な環境保全を行うとともに、周辺環境との調和を図る。

3 区域の区分と保全方針

(1) 区域の設定

計画区域を以下に示す区分に準じて保護の方針を定める。

鎌原の郷倉は、ア保存区域及びイ保全区域で構成される。

ア 保存区域

当該文化財建造物を含む区域で、この区域では原則として新たに建造物等を設けず、土地の形質の変更は、原則として当該文化財建造物の管理若しくは防災上必要な場合に限る。

イ 保全区域

保存区域に隣接する区域で、歴史的な景観や環境を保全する。この区域内では建造物の新築、増改築及び土地の形質の変更は、原則として当該文化財建造物の管理若しくは防災上必要な場合に限る。

ウ 整備区域

当該文化財建造物の活用のために必要な施設の整備を行うことのできる区域。

(2) 各区域の保全方針

ア 防災・管理上必要な施設の設置方針

保存・保全区域ともに、必要に応じて環境への配慮を図り設置計画を行う。

イ 土地・樹木等の自然に係る景観や環境の保全方針

保存・保全区域ともに、周辺の環境・景観との調和、生態系の保全を図る。

4 建造物の区分と保護の方針

計画区域内に所在する建造物で、以下に準じて区分する。

(1) 建造物の区分

ア 保存建造物

計画区域内に所在する建造物で保存を図るもの。鎌原の郷倉が該当する。

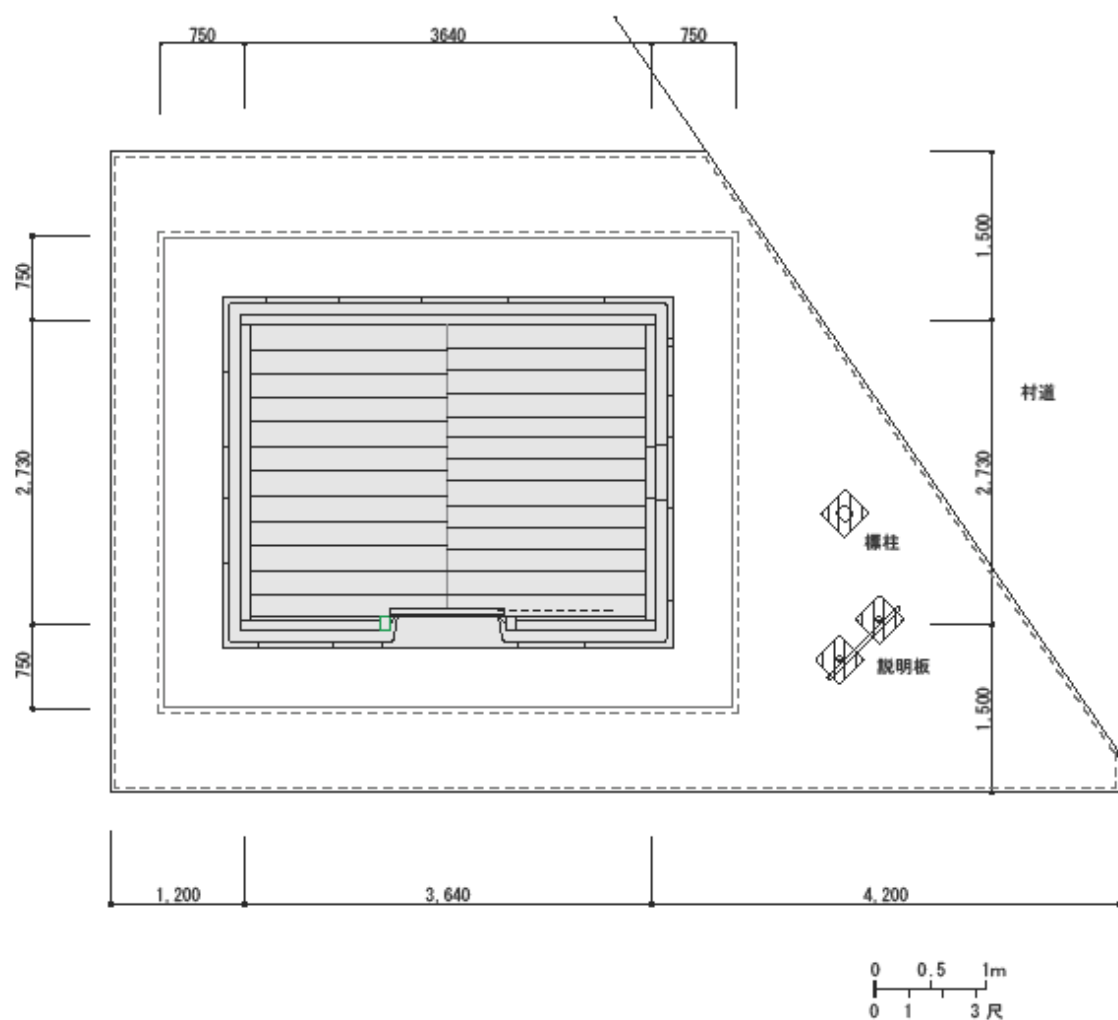
イ 保全建造物

上記以外の建造物で、歴史的景観や環境を構成する要素として保全を図るもの。
該当はなし。

ウ その他の建造物

歴史的景観や環境に配慮を要すもので、標柱、説明板、導入板等が該当。必要に応じて移動、更新を可能とする。

図-11



- 保存区域
- 保全区域
- 保存建築物
- その他の建築物

区域・建築物 区分図



（２）建造物保護の方針

ア 保存建造物

婦恋村文化財保護条例に基づき保護の方針を定める。

イ その他の建造物

歴史的景観や環境を損なわないことを原則として、位置・規模・色彩・その他の修景の方針を定める。

５ 防災上の課題と対策

（１）防災上の課題

土砂災害等の危険性は低く、現在のところ倒木の恐れのある危険木は存在していない。ただし、境内には高木類が生育しているため、生育状況によっては建造物の保全や来館者の安全に影響を与える可能性がある。また、地形の状態から建物南東側に土砂の流入・堆積が生じている。

（２）当面の改善措置と今後の対処方針

建物の南東側に堆積した土砂の撤去が必要である。重機等により鋤取り整地を行う。

（３）環境保全設備整備計画

ア よう壁

南東からの土砂流入の防護のため、よう壁等の土留め措置を図る。よう壁は周囲の歴史的景観や環境に配慮して、材質や工法を選択する。

イ 防護柵

新たに設置する必要がある場合は、周囲の歴史的景観や環境と調和に留意し、公開や管理の都合、修理工事の際の妨げとならないよう計画する。

ウ 配水施設

公共配水施設が整備されていないため、雨水を自然浸透方式とする。雨落ち部分は、公開や管理に配慮した材質と工法を選択し、周囲の歴史的景観や環境にも配慮する。

（４）周辺樹木の管理

倒木等により建造物に被害を及ぼすことのないように管理に努める。必要に応じて枝払い、伐採等の対策を施す。

第４章 防災計画

１ 防火・防犯対策

（１）火災時の安全性に係る課題

ア 当該文化財の燃焼特性

鎌原の郷倉は木造・茅葺屋根であり燃焼性は高い。但し、建物内部に火気使用設備並びに電気設備等を設けていないため火災発生の可能性は低い。

イ 延焼の危険性

北に境内地を介し民地が隣接し、東に鎌原神社の社務所・社殿、南東に鎌原区事務所・公民館・倉庫が建つ。境内は全体的に屋敷林で覆われている。本建物の燃焼特性から延焼・類焼の危険性は高い。

ウ 防火管理の現状と利用状況に係る課題

日常的に区事務所で管理を行っている。本建物は茅葺屋根という燃焼性の高い建物であるため、来館者の敷地内における喫煙や火気使用の制限、火災の早期発見及び初期消

火の体制について万全を期す必要がある。

(2) 防火管理計画

ア 防火管理者等の氏名・住所、所轄消防署

[防火管理者]

氏 名 鎌原区

住 所 群馬県吾妻郡嬭恋村大字鎌原字宅地東 398 番地 1 号

[所轄消防署]

名 称 吾妻広域消防本部西部消防署嬭恋分署

住 所 吾妻郡嬭恋村大字大前 125 番地 1

イ 防火管理区域の設定

本計画区域全体を防火管理区域とする。

ウ 防火環境の把握

本建物は燃焼性の高い建物であり、周囲への延焼や周囲からの類焼の危険性が高い。

エ 予防措置

火災の発生を未然に防ぐために以下に留意して必要な予防措置について定める。

① 火気等の管理

敷地内及び本建物内においての喫煙、防火管理区域内における不必要な火気は厳禁とする。

② 可燃物の管理

敷地内及び本建物内において可燃性物品の除去及び整理整頓を行う。

③ 警備・施錠管理

防火管理者が適時見回りを行う。内部の使用・公開時においては、防火管理者が適時監視を行い、閉館時に火の気が無いかの点検を行い施錠する。

オ 消化体制

所轄消防機関の指導のもとに、初期消火体制と消火訓練計画を定め、定期的に消火訓練を実施する。

(3) 防犯計画

ア 事故歴

現在までの毀損・防火・盗難などに係る事故発生の履歴はない。

イ 事故防止のための措置及び対処方針

通常時は施錠管理とし、内部公開時は巡回警備を行う。

(4) 防火・防犯設備計画

ア 設備整備計画

整備については所轄消防署と協議を行う。

① 消火設備

半径 50m 内に公設消火栓・防火水槽を設置済。

消火器（水系中性強化液型）を設置する。定期的に点検を行う。

② 防犯設備

出入口に錠前を設置し施錠する。定期的に点検を行う。

イ 保守管理計画

防災設備の保守管理については、定期的に消火設備及び防犯設備の自主的 point 検を行う。

点検・修理・更新についての記録を整えて、防災設備の現況について日頃から婦恋村教育委員会、所轄消防機関の理解を得ることに努め、緊急時の対応が速やかにできるように努める。

2 耐震対策

(1) 耐震診断

ア 地震時の安全性に係る課題

「重要文化財（建造物）耐震基礎診断実施要領」（平成 24 年 6 月改正、文化庁文化財部）を準用して、令和 2 年 10 月～12 月に実施された鎌原の郷倉耐震基礎診断（資料-4）において、当該郷倉は震度 6 強～7 に及ぶ極希に発生する大規模地震で倒壊すると判定された。文化財的価値を保存しながら施工可能な方法において、耐震補強を施すことが課題である。

イ 改善措置

「保存・活用計画」に沿った保存・活用と耐震補強量のバランスを十分に考慮した、安全安心かつ現実的な耐震補強を施すことが必要である。当面の安全性に関する改善策について、収蔵物や書棚等の可動物には転倒防止や落下防止の措置をとる。また災害時に必要となる緊急対策物資を常備する。

ウ 今後の対処方針

保存建造物の耐震対策については、「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（平成24年 6 月改正・文化庁文化財保護部）等を準用する。「文化財建造物等の地震における安全性確保に関する指針」（平成8年1月・文化庁文化財保護部長通知）には、「強い地震の際にも人命に重大な影響を与えないことを目標にし、原則として文化財建造物等の価値を損なわない範囲で必要な補強が必要な場合には補強工事を実施し、補強を行うことにより主要な文化財的価値を失ってしまう等、やむを得ない場合には立ち入りを制限することによるものとする」とある。保存建造物の耐震対策では、文化財的価値の保存と地域の郷蔵としての機能維持の両面から検討する必要がある。

今後、耐震診断の結果に基づき耐震補強を施す。

(2) 地震時の対処方針

地震発生時には、火災時と同様に被害者の救助を最優先して行うとともに、関係機関に被害状況を報告する。人命の安全が確保された後には、保存建造物やその部材の保護に努め、必要に応じて次のような措置をとる。

- ① 保存建造物の主要構造部が大きく変形した場合には、支柱・ワイヤー等により支持する。また、立ち入り制限等の措置をとる。
- ② 保存建造物が大きく破損した場合には、危険部分の撤去と部材の格納、破損部分に対する防水シートによる覆い、支持材の追加、立ち入り制限等の措置をとる。

3 耐風対策

(1) 被害の想定

近年、気象異常にともない大型台風等が頻繁に発生している。告示平 12 建告第 1454 号において、当該敷地の基準風速は 30m/s と定められている。茅葺き屋根の飛散が懸念される。

（２）今後の対処方針

保存建造物について、屋根材や構造部の健全性に関わる調査を行い、適切な修理を行う。構造強度については風圧に対する安全性を調査し、必要な場合には補強を検討する。万一、強風による被害が発生した場合には、地震時の対処方針と同様に人命の安全が確保された後には、状況に応じて被害の拡大を防止するための措置をとるとともに、関係機関に被害状況を報告する。

４ その他の災害対策

近年、集中豪雨、集中豪雪などが頻繁に発生している。敷地内の排水については、必要に応じて排水溝などの新設を検討する。

積雪については、茅葺き屋根勾配を考慮すると、郷倉外壁周りの除雪が必要である。万一、豪雨や豪雪による被害が発生した場合には、地震時の対処方針と同様に人命の安全が確保された後には、状況に応じて被害の拡大を防止するための措置をとるとともに、関係機関に被害状況を報告する。

第５章 活用計画

１ 基本方針

第６次婦恋村総合計画、婦恋村文化財保護条例等に基づき、文化財の価値を広く知る機会としての公開計画を図り、地域に密着した利活用を基本とするとともに、次世代に引き継ぐ活用方針を定める。

鎌原の郷倉は天明３（1783）年の鎌原村埋没以降に飢饉や災害に備えた備荒貯穀として建築され、壊滅的な被害を受けた鎌原村の復興の象徴として、村民に利用され親しまれている。平成１９年には婦恋村指定重要文化財に指定され、県指定文化財の鎌原観音堂とともに婦恋村の観光名所の一つとなっている。

２ 公開計画

（１）建築物の公開

ア 外観

通常望見できることを原則とする。

イ 内部

毎年期間を定めて公開するなどの方策を検討する。

（２）関連資料等の公開

当該文化財に係る文書類の公開

毎年期間を定めて公開するなどの方策を検討する。

３ 活用基本計画

（１）活用の現状と課題

外部は常時公開し見学可能となっている。内部は鎌原神社の祭事備品の収納庫として利用されている。また、昭和５５（1980）年には映画の撮影場所に使用された。

鎌原の郷倉は、その文化財的価値が理解されているものの、鎌原観音堂に比較し来場者が少ないのが現状である。今後、積極的な活用や魅力のあるイベントの開催、郷土資

料館・鎌原神社と連携した活動が必要である。

(2) 活用案

ア 通常の活用

外部を常時公開し、内部は鎌原神社の祭事備品の収納庫としての利用を基本とする。

イ 定期的活用

鎌原神社祭事、郷恋村イベント等に合せて、内部の見学や展示空間として活用する。

① 鎌原神社との連携

鎌原神社の例祭・行事を以下に紹介する。

- ・1月1日 鎌原初獅子舞（写-13） 1年の無事を祈願。
- ・4月下旬 鎌原の獅子舞（写-14）
- ・9月上旬 鎌原の獅子舞

年2回鎌原神社の宵祭りの際に行われる。夕刻に拝殿前で神前奉納が行われ、その後は神社を出て区内6ヶ所において獅子の舞いが披露される。獅子の舞う一連の動作は、かつて未曾有の災害を受けた地に住む区民の、神を鎮め五穀豊穡と除災招福の願いが込められている。



写-13 新春初舞（宮崎光男氏提供）



写-14 春祭り獅子舞（宮崎光男氏提供）

② 郷土資料館との連携

常設展示及び企画展を検討し、鎌原の郷倉の文化的価値を知る機会を広げる。

ウ 限定的（期間的）活用

将来予定する整備工事に向けて、次のイベントを検討する。

① 茅刈り・茅葺き

② 土壁づくり・土壁塗り



写-15 茅刈イベント（令和2年11月）



写-16 壁土採取（令和2年11月）

(3) 計画条件の整理

ア 法的条件・遵守すべき法規等

① 嬬恋村文化財保護条例

重要文化財として、文化財保護条例の適用を受ける。

② 嬬恋村景観条例

鎌原の郷倉が立地する鎌原神社は、景観計画区域内・農村景観地区の文化歴史景観資源であるため、景観条例の適用を受ける。

③ 建築基準法

建築物として建築基準法の適用を受ける。

④ 消防法

消防法の適用を受ける。所轄消防署と協議が必要である。

⑤ 地域の歴史・文化・環境教育の一環とする。

⑥ 関係行政機関及び地域との調整を図る。

(4) 建築計画

ア 平面計画

建物外部を至近で見学できるように周囲に空地を整備する。内部は鎌原神社の祭事備品の収納庫として整備する。

内部の公開は原則として入口からの見学とする。

イ 施設等整備計画

内部は備品用の棚類を整備し、入口に錠を設置する。

(5) 外構及び周辺整備計画

計画区域内への土砂流入の防護のため、よう壁等の土留め措置を図る。よう壁は周囲の歴史的景観や環境に配慮して材質や工法を選択する。

建物周囲の舗装は活用・管理を考慮した材料を選定する。

(6) 管理・運営計画

管理者である鎌原区及び文化財指定者である嬬恋村が、施設の管理・運営を行う。

具体的な年間計画等は必要に応じて別途定める。

第6章 保護に係る諸手続

嬬恋村重要文化財建造物鎌原の郷倉の整備・修理、管理、活用において想定される行為が必要となる、嬬恋村文化財保護条例に基づく事務手続きについて記す。

(1) 毀損届

指定文化財を構成する部分・部位等に滅失若しくは毀損のあった場合は、その所有者、保持者又は管理責任者は速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない（嬬恋村文化財保護条例第8条）。

(2) 復旧届

指定文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失したときは、所有者、保持者又は管理責任者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない（嬬恋村文化財保護条例第8条）。

(3) 現状変更の許可

指定文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、

その所有者、保持者又は管理責任者はあらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、その維持措置をする場合は、届出をもってこれに代えるものとする（嬭恋村文化財保護条例第 12 条）。

（４）現状変更の許可を必要としない行為

次にあげる行為については、現状変更の許可を要しない。

ア 維持の措置

- ①指定文化財が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の現状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更後の現状）に復する行為（嬭恋村文化財保護条例第 12 条）。
- ②指定文化財が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置。
- ③指定文化財が毀損又は衰亡し、且つ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去する措置。

イ 非常災害のために必要な応急措置

ウ 保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの

（５）現状変更に該当しない日常的な維持管理

指定文化財の維持を目的とした日常的な維持管理や小規模な修繕等。

（６）保存活用計画の認定及び改定に係る手続き

今後の活用や周辺環境の変化、あるいは調査研究の成果によっては、当保存活用計画を見直しすることができる。その際には嬭恋村教育委員会と協議を行う。

嬭恋村文化財保護条例を次頁に付す。

嬭恋村文化財保護条例

昭和 46 年 8 月 26 日
条例第 20 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 文化財の指定(第 3 条—第 14 条)
- 第 3 章 文化財調査委員(第 15 条—第 18 条)
- 第 4 章 補則(第 19 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 182 条第 2 項の規定に基づき、法及び群馬県文化財保護条例(昭和 51 年群馬県条例第 39 号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、嬭恋村(以下「村」という。)の区域内に存するもののうち村にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって村民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「文化財」とは、法第 2 条第 1 項第 1 号から 4 号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財並びに史跡、名勝及び天然記念物をいう。

第 2 章 文化財の指定

(指定)

第 3 条 嬭恋村教育委員会(以下「教育委員会」という。)(は、村の区域に存する文化財(法及び県条例の規定により指定された文化財を除く。)(のうち貴重なものを嬭恋村指定重要文化財、嬭恋村指定重要無形文化財、嬭恋村指定重要有形民俗文化財、嬭恋村指定重要無形民俗文化財、嬭恋村指定史跡、嬭恋村指定名勝又は嬭恋村指定天然記念物(以下「指定文化財」という。)(に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、あらかじめ、別に定める嬭恋村文化財調査委員会に諮るものとする。

(解除)

第 4 条 教育委員会は、指定文化財が指定文化財の価値を失った場合その他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

(告示及び通知)

第 5 条 第 3 条及び第 4 条の規定により指定又は解除したときは、教育委員会は、その旨告示し、かつ、所有者及び権限に基づく占有者及び保持者に通知しなければならない。

(所有者並びに保持者の管理義務及び管理責任者)

第 6 条 第 3 条の規定によって指定された指定文化財は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示又は勧告に従って管理されなければならない。

2 前項の管理について、指定文化財の所有者及び保持者は、特別の事由があるときは、適当な者を自己に代わり当該文化財の管理の責めに任ずべき者(以下「管理責任者」という。)(に選任することができる。

3 指定文化財の所有者及び保持者は、前項の管理責任者を選任したときは、当該管理責任者と連署の上、速やかに教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任したときも同様とする。

(所有者又は管理責任者の変更)

第 7 条 指定文化財の所有者及び保持者を変更した場合は、新たに所有者又は保持者となった者は、指定通知書を添えて、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 指定文化財の所有者及び保持者は、管理責任者を変更又は解任したときは、新たに管理責任者となった者と連署の上、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

3 指定文化財の所有者及び保持者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失又は毀損)

第 8 条 指定文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失したときは、所有者、保持者又は管理責任者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第 9 条 指定文化財の所在を変更しようとするときは、所有者、保持者又は管理責任者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則の定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出るこ

とをもって足りる。

(補助金の交付)

第 10 条 指定文化財の管理又は修理若しくは復旧について多額の経費を要し、所有者又は保持者がその負担に堪えないと認められる場合は、村はその経費の一部に充てさせるため、所有者又は保持者に対し予算の範囲内において補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は必要な条件を付することができる。

3 前項の条件に違反した場合は、教育委員会は、補助金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

(管理又は修理若しくは復旧に関する勧告)

第 11 条 教育委員会は、指定文化財の保存のため必要があると認めるときは、所有者、保持者又は管理責任者に対し、その管理又は修理若しくは復旧について勧告することができる。

(現状変更等)

第 12 条 指定文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、その所有者、保持者又は管理責任者はあらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、その維持措置をする場合は、届出をもってこれに代えるものとする。

(技術的指導)

第 13 条 指定文化財の所有者、保持者又は管理責任者は、教育委員会に指定文化財の管理又は修理若しくは復旧に関し技術的指導を求めることができる。

(出品又は公開)

第 14 条 教育委員会は、指定文化財の所有者、保持者又は管理責任者に対し、村の行う公開の用に供するため指定文化財を出品することを勧告することができる。

2 前項の規定による出品のために要する費用は、村の負担とする。

3 教育委員会は、第 1 項の規定による指定文化財が出品されたときは、その出品期間中当該指定文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

4 第 1 項の規定により出品したことに起因して当該指定文化財が滅失し、又は毀損したときは、村は、その指定文化財の所有者に対し、通常生ずべき損害を補償する。ただし、指定文化財が所有者の責めに帰すべき事由によって滅失し、又は毀損した場合は、この限りでない。

第 3 章 文化財調査委員

(設置及び職務)

第 15 条 教育委員会に嬭恋村文化財調査委員(以下「調査委員」という。)(を置く。

2 調査委員は、教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する事項を調査審議し、これらの事項に関し教育委員会に意見を具申する。

(定数)

第 16 条 調査委員の定数は、若干名とする。

(任期)

第 17 条 調査委員の任期は、2 年とする。ただし、重任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(費用弁償)

第 18 条 調査委員が、職務のため旅行したときは、嬭恋村旅費支給条例(平成 8 年嬭恋村条例第 5 号)に準じて費用を弁償する。

第 4 章 補則

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 5 年条例第 9 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年条例第 50 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。